

## 映画関係団体等の人材育成事業委託実施要項

平成20年4月1日  
文化庁次長決定  
平成23年4月1日改正  
平成27年2月5日改正

### 1. 趣 旨

映画関係団体等（映画等に係る者・団体を幅広く構成員とする協会，連盟等の団体をいう）が学校（学校以外の教育施設であって映画等の人材の養成を行っているものを含む）や，製作現場（映画撮影等に携わる事業所その他の組織をいう）と連携して実施する映画人材の育成事業を実施することにより，我が国映画の振興に資することを目的とする。

### 2. 委託業務の内容

映画製作者や映画関係の教育機関等との連携体制の下，学生等をインターンシップとして製作現場での実践的な実習等の機会の提供を与える等，次の（1）から（4）の事業を実施する。

#### （1）公募

映画製作会社等に学生受入れ協力と各学校を通じて学生の推薦を依頼し事業に関する告知を行い公募する。

#### （2）事前指導の実施

学校関係者及び職能団体を中心として製作現場で必要となる知識等を事前に指導し目的意識を高めるとともに学生個々の技能を把握し，映画制作会社等を紹介する。

#### （3）製作現場での実習

学生に製作会社の指揮監督の下で，製作会社スタッフ及び制作スタッフから作品製作過程等を実習させる。

#### （4）事後指導の実施

学校関係者及び職能団体が中心となって，製作現場での実習経験に基づき，課題等を指導する。

### 3. 業務の委託先

映画等に係る者・団体を幅広く構成員とする協会，連盟等の団体（以下「実施団体」という）で，次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。

#### （1）法人格を有する団体

#### （2）法人格を有しないが，以下の要件を全て満たしている団体

- ア 定款に類する規約等を有すること
- イ 団体の意思を決定し，執行する組織が確立されていること
- ウ 自ら経理し，監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

#### 4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

#### 5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

#### 6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

#### 7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

#### 8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、

文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。